

公立大学法人名古屋市立大学
平成 2 5 年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
第 1 教育に関する目標を達成するための措置.....	1
1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置.....	1
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置.....	5
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置.....	6
第 2 研究に関する目標を達成するための措置.....	6
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置.....	6
2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置.....	8
第 3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置.....	8
1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置.....	8
2 産学官連携に関する目標を達成するための措置.....	8
第 4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置.....	9
第 5 附属病院に関する目標を達成するための措置.....	9
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	10
第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置.....	10
第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置.....	11
財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	11
第 1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置.....	11
第 2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置.....	11
第 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置.....	11
自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	11
第 1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置.....	11
第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置.....	12
その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....	12
第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置.....	12
第 2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置.....	12
第 3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置.....	13
予算、収支計画及び資金計画.....	14
1 予算.....	14
2 収支計画.....	15
3 資金計画.....	16
短期借入金の限度額.....	16
1 限度額.....	16
2 想定される理由.....	16
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	16
剰余金の使途.....	16
公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....	17
1 施設・設備に関する計画.....	17

2 積立金の使途.....	17
---------------	----

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

ア 入学者選抜

- 〔1〕 平成 28 年度入試に向けて、新学習指導要領に対応した入試科目、入学志願者が高校時代に学習しておくべき水準等を学部毎に検討するほか、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）のさらなる充実及び平成 26 年度中の公表を目指して、大学全体及び学部毎で検討を開始する。
- 〔2〕 入試結果の分析や入学者の追跡調査を引き続き実施するとともに、調査結果をもとに入試方法の点検・改善を行う。

イ 教養教育

- 〔3〕 学生が履修計画を設定するうえでの参考となるよう、すべての教養教育科目を第二期中期目標に掲げる「持続可能な共生社会」等の課題を学ぶ関連科目群として整理・設定し、学生に提示する。
- 〔4〕 教養教育において、「持続可能な共生社会」と「地球環境の保全と社会環境の整備発展」についての理解を深めるために、体験型の学外実習科目を2科目新設する。
- 〔5〕 高校での未履修科目及び入学試験での非選択科目についてリメディアル（補習）教育を実施する。
- 〔6〕 日本語コミュニケーション能力の向上に資する科目を開講する。
- 〔7〕 英語力調査（TOEIC IP 試験）結果を応用英語（TOEIC 対策講座）の習熟度別クラス編成に活用するほか、調査結果の英語教育への活用に向けた分析を行う。
- 〔8〕 学務情報システムによるレポート提出機能を改修し、同一課題フォルダに複数のファイルを提出できるようにするとともに、教材提示機能を活用し、講義資料の事前配布を推進し、学生による予習の利便性を向上させる。

ウ 専門教育

- 〔9〕 各学部・学科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・公表する。
- 〔10〕 授業評価アンケートにより、学生の授業外の学習時間の実態調査を実施する。
- 〔11〕 GPA（単位当たりの成績評価制度）を含めた学習成果の測定・把握の方法のあり方について調査研究を行う。
- 〔12〕 各学部における問題解決型授業（PBL）、少人数対話型授業（SGD）の取組状況を把握・確認し、有効性を高めるために各学部で工夫していること等について情報を交換する。

〔13〕経済学部において、他学科科目の履修上限を8単位から16単位に拡大し、幅広い知識の修得を可能とする。

〔14〕人文社会学部において、ESD¹理念に基づく「持続可能な地域社会と地球社会をつくる教育」に向け再編成した学部共通科目を導入する。

（1：ESD（Education for Sustainable Development）は通常、「持続可能な開発のための教育」と訳され、エコロジカルな環境の持続可能性、経済的持続可能性、社会的持続可能性の3つの要素を対象とする教育であると説明されている。人文社会学部におけるESDは、社会的・文化的側面に重点をおき、「持続可能な地域社会と地球社会をつくる教育」として推進する。）

〔15〕英語教育の充実に関する各学部と外国人教師の意向を基に、専門教育における外国人教師の参画を図る。

（医学部）

〔16〕医学教育機関認証制度²に準拠した新カリキュラムを平成28年度の実施に向けて策定(授業科目の配当学年の見なおし、臨床実習の質的・量的改訂、能動的学習の充実)するとともに、専門教育プログラムの臨床実習評価基準の標準化指標を完成する。

（2：平成35年のECFMG新制度に対応すべく、導入が予定されている国際標準の医学部認証制度であり、平成28年度までに全ての参加表明校が認証完了予定）

〔17〕医学用語英語語彙力、科学論文の書き方とプレゼンテーション技法能力の学習目標を設定する。

（薬学部）

〔18〕全国の薬学部が共通して用いる「コアカリキュラム」が平成26年度に改訂される予定であることに鑑み、「新コアカリキュラム」発表後、平成26年度入学生のカリキュラムについては、速やかに対応して効果的な教育内容と科目配置を決定する。

（経済学部）

〔19〕引き続き、行政・経済の実務経験者による実践的教育の充実を図るとともに、日本税理士会連合会の寄附講座を受け入れ、租税実務の面でも実践的教育の拡充を図る。また、2年次にキャリア支援プログラムを導入する。

〔20〕平成19年度の3学科体制化以降、学部共通科目、学科基礎科目、学科応用展開科目という段階的履修科目群の整備の中で、体系的履修の促進を図ってきたが、経済理論、経営理論、会計理論の一層の体系的修得をめざして、学科ごとに具体的な履修モデルを作成する。

(人文社会学部)

- 〔 21 〕 E S D を軸に再編成した新たな学部教育体制をスタートさせ、新カリキュラムにより円滑な教育の実施を図るとともに、次回のカリキュラム改正に反映させるため、授業アンケート等をもとに FD 委員会および教務委員会で改善点を検討する。上記の検討結果を踏まえ、さらに学外者（高校教諭や予備校関係者）に聞き取り調査を行い、学科再編の検証を行う。

(芸術工学部)

- 〔 22 〕 社会情勢に即した教育・研究を実施するために必要な分野（情報・通信工学）の教員を補充し、再編後の 3 学科・3 領域体制での教育研究指導、カリキュラムを実施するとともに、旧カリキュラム履修生に不利益が生じない方法による新旧カリキュラムの並行実施を円滑に行う。また、在校生や卒業生を対象とした学科再編の教育効果についての検証方法の検討を行う。

(看護学部)

- 〔 23 〕 平成 24 年度改正のカリキュラムの運用を継続するとともに、将来のカリキュラム改正に反映させるため、平成 25 年度の科目の担当教員に対する評価アンケートを行い、カリキュラム検討委員会で改善点を検討する。加えて、本学学士課程での看護教育評価の一部となる形成的評価を Quality Enhancement（質的強化）に焦点を置き実施する。
- 〔 24 〕 専任臨床指導者の確保の制約を考慮し、実現可能な「名市大看護実践教育モデル」について検討・実施する。

(2) 大学院課程

ア 入学者選抜

- 〔 25 〕 大学院全体と各研究科の教育目的及びアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイト等で公表する。
- 〔 26 〕 平成 25 年度中に実施する入試で合格が決定する平成 26 年度大学院入学者に対し、アンケート調査を行うとともに、定員充足率向上のための方策を、平成 26 年度に向けて引き続き検討する。

イ 大学院教育

- 〔 27 〕 各研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・公表する。
- 〔 28 〕 名古屋工業大学との共同大学院ナノメディシン科学専攻を設置し、博士号取得のための新たな計画的・実質的な教育・研究指導システムを始動させ、目的に即した人材育成を開始する。

〔29〕経済学研究科において、博士後期課程における「早期修了プログラム（在学1年で経済学博士号取得）」を堅持し、当該プログラムの下で博士学位の取得をめざす学生の発掘に努力する。また、行政経験者や企業人による実務教育の継続を図る。

〔30〕専攻課程のあり方について調査・検討を行う。

〔31〕国際学会発表支援事業（大学院生の学術研究活動の国際化の推進を図る事業）及び博士課程研究遂行協力制度（若手研究者の養成・確保や学術研究の質的レベルの向上を図る制度）を実施する。

〔32〕ティーチング・アシスタント制度（学生を授業に関する補助業務に従事させて、指導者としてのトレーニング機会を提供する制度）を実施する。

（医学研究科）

〔33〕東海地区6大学間での研究リトリート（基礎研究に興味を持つ医学部学生が一堂に集まり、日頃の研究成果を発表し、学生間での交流を深める活動）を継続して開催する。

〔34〕MD-PhD コース³ 在学生に対して、定期的な面談によるフォロー、東海地区6大学間研究リトリートへの参加奨励等により、支援体制を強化する。

（3：医学研究を志向する医学部学生に対し、早期に研究の機会を与えることによって、医学・医療の急速な進歩と社会情勢の変化に対応できる若手医学研究者を養成することを目的としたコース。学士課程の前期（学士課程1年次～3年次終了までにコースに入る）と、大学院博士課程の後期（臨床研修2年目から入学）に分かれ、博士課程3年次に研究成果を学位論文にまとめて審査を受け、早期修了し、学位を得ることが可能。）

（薬学研究科）

〔35〕平成24年度に設置した博士後期課程（創薬生命科学専攻）及び4年制の博士課程（医療機能薬学専攻）において、教育システムの実働を促進し、それぞれの課程の目的に即した人材育成を充実させる。

[再掲]名古屋工業大学との共同大学院ナノメディシン科学専攻を設置し、博士号取得のための新たな計画的・実質的な教育・研究指導システムを始動させ、目的に即した人材育成を開始する。〔28〕

〔36〕薬学研究科において、各専攻の学生定員充足、カリキュラムの適正かつ効率的な実施、複数教員による研究指導の充実などを図り、人材育成目的に沿った教育を実施する。

（経済学研究科）

[再掲]博士後期課程における「早期修了プログラム」を堅持し、当該プログラムの下で博士学位の取得をめざす学生の発掘に努力する。また、行政経験者や企業人による実務教育の継続を図る。〔29〕

(人間文化研究科)

〔37〕広報活動の拡大、大学院入学前の(科目等履修生としての)受け入れ制度の改革などの諸施策により社会人大学院生の受け入れ拡充を図る。

〔38〕課題研究科目の編成を含めた人間文化研究科の基本的なあり方・位置づけについて引き続き検討し、改善策を具体化する。

(芸術工学研究科)

[再掲]社会情勢に即した教育・研究を実施するために必要な分野(情報・通信工学)の教員を補充し、再編後の3学科・3領域体制での教育研究指導、カリキュラムを実施するとともに、旧カリキュラム履修生に不利益が生じない方法による新旧カリキュラムの並行実施を円滑に行う。〔22〕

(看護学研究科)

〔39〕新たに1つの専門科目(リエゾン精神看護特論)と1つの実習科目(精神看護実習)を開講し、専門看護師教育コース精神看護分野の認定申請を平成25年7月に行う。

(システム自然科学研究科)

〔40〕教育の幅を広めて、指導体制の柔軟性を増大させるため、研究領域が近い複数の教員で構成するユニットを3から4に増やし、大学院生の指導を行う。

〔41〕社会人大学院生の研究指導方針に関する実態調査結果を踏まえ、研究能力の向上を図る新たな指導方針を決定する。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

〔42〕大学全体の教育力向上に向けた体系的で全学的な取組みの中心的役割を担う教育支援センターの事務局体制を整備するため、教務企画室の事務体制を強化する。

〔43〕引き続き、大学全体の学部・学科等の再編・見直しについての検討を行い、教育実施体制に関する将来構想(素案)を策定する。

[再掲]人文社会学部では、ESDを軸に再編成した新たな学部教育体制をスタートさせ、新カリキュラムにより、円滑な教育の実施を図るとともに、次回のカリキュラム改正に反映させるため、授業アンケート等をもとにFD委員会および教務委員会で改善点を検討する。上記の検討結果を踏まえ、さらに学外者(高校教諭や予備校関係者)に聞き取り調査を行い、学科再編の検証を行う。〔21〕

[再掲]芸術工学部では、在校生や卒業生を対象とした学科再編の教育効果についての検証方法の検討を行う。〔22〕

〔44〕システム自然科学研究科では、教育実施体制に関する全学的検討にあわせて、基礎自然科学系学部の設置に関する高校や大学の調査を進める。

(2) 教育環境

- 〔45〕総合情報センター教育用システムの平成 26 年度更新に向けたシステム仕様書を仕様書検討委員会において利便性や安全性、スマートフォンへの対応等も含めて検討・作成する。
- 〔46〕図書館の電子的利用促進について、情報部門と協力し次期教育システムの仕様に含めるよう検討し提案する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

[再掲]授業評価アンケートにより、学生の授業外の学習時間の実態調査を実施する。

〔10〕

- 〔47〕研究授業（教員相互の授業参観）を実施する。
 - 〔48〕「教育支援センターニュース（仮称）」を新たに発刊し、教員の教育力向上に資する情報の提供に努める。
- [再掲]大学全体の教育力向上に向けた体系的で全学的な取組みの中心的役割を担う教育支援センターの事務局体制を整備するため、教務企画室の事務体制を強化する。
- 〔42〕

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 〔49〕分散したキャンパスの下での学習相談に応えるため、メールを活用した学習支援を導入する。
- 〔50〕他大学のキャリア支援体制を分析し、本学キャリア支援体制の充実について検討する。
- 〔51〕老朽化の進む留学生宿舍について整備計画を立てるとともに、多様な学生のニーズ・意見の把握を行う。
- 〔52〕教職員はじめ本学構成員全員が、障がい学生についての理解を深めるための講演会の開催などの機会を提供する。
- 〔53〕学生の社会貢献活動について、学生のニーズを調査し、支援のあり方について検討する。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 〔54〕医・薬・看の共同研究などの学内外・国内外との共同研究を実施するとともに、「最先端・次世代研究開発支援プロジェクト」および「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を継続的に実施する。

(医学研究科)

〔 55 〕 重点研究領域の推進体制を強化する目的で、分子医学研究所の再編・強化について検討を行い、新分野を設置する。

〔 56 〕 平成 24 年度に引き続き、附属病院の診療体制と連動した医学研究科組織の再編案を策定するための検討を行う。

(薬学研究科)

〔 57 〕 平成 24 年度に設置された博士後期課程 (創薬生命科学専攻) 及び 4 年制の博士課程 (医療機能薬学専攻) において、高度な基礎あるいは臨床研究を推進する。

〔 58 〕 平成 24 年度に採択された文部科学省および厚生労働省の事業を中心に、創薬生命科学、臨床薬学、レギュラトリーサイエンス⁴及び医薬品の安全性評価についての研究を推進する。

(4: 医薬品の品質や有効性・安全性などを予測、評価、判断するための科学)

〔 59 〕 名古屋工業大学との共同大学院 (共同大学院ナノメディシン科学専攻) を設置し、薬工連携によるマテリアルサイエンス領域における高度なナノメディシン研究を実施する。

(経済学研究科)

〔 60 〕 クラスター研究 (グローバル化した日本経済・東海経済のさまざまな経済・経営・会計問題をテーマとする共同研究 : 平成 22 ~ 26 年度) の最終年度 (平成 26 年度) に向けて、研究成果の取りまとめ方を意識しつつ、研究内容の一層の深化を図るとともに、テーマを厳選しながら、複数のプロジェクト研究を実施する。

(人間文化研究科)

〔 61 〕 愛知・名古屋で開催される「持続発展教育 (E S D) に関するユネスコ世界会議」⁵の開催にあわせて研究行事を開催し研究成果を発信するため、企画・準備を進める。

(5: 国連が定めた「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の最終年にあたる平成 26 年に開催)

〔 62 〕 名古屋市博物館との研究上の連携を引き続き強化し、研究成果・蓄積を地域・社会へ還元し地域と連携した研究を展開する。

(芸術工学研究科)

〔 63 〕 産業界との受託・共同研究、名古屋市をはじめとした地方自治体との共同研究、あるいはブレンとして貢献及び国際学会、国際コンペでの発表を推進する。

(看護学研究科)

〔 64 〕 平成 24 年度に設立した「看護実践研究センター」を本格稼働させ、これまで実施してきた地域貢献事業を継続するとともに、新たに「地域連携セミナー」を開催する。また、産学官連携研究の可能性を検討するために、ニーズ調査を実施する。

(システム自然科学研究科)

〔65〕生物多様性研究センターでは、DNA バーコード用試料の収集と分析を引き続き行うとともに、生物多様性科学を専門とする教員を1名採用し、環境に関する研究を推進する。また、研究科横断的プロジェクトの現実的な可能性を探るため、他研究科関連グループと共同セミナーを開催する。

〔66〕研究分野のユニットを3から4に増やす。また、新たな機器の入手及び現有機器の保守のため、積極的な外部資金の獲得に向けた勉強会を開催し、各種資金の獲得に努める。

〔67〕教員異動にともなう研究スペースの更新時に、効率的な配置を推進する。

2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

〔68〕科学研究費助成事業等の申請に関する説明会を実施し、申請書作成のポイントの説明等を行い、獲得件数の増加を図る。また、科学研究費助成事業について、各部門において申請率の向上に取り組み、未申請の教員の比率の低減を図る。

〔69〕特別研究奨励費の交付により、独創的・先駆的な学術研究や将来発展が期待できる本学独自の学術研究を支援する。

〔70〕社会と時代のニーズに沿った電子ジャーナルを揃える。

〔71〕若手教員・女性教員に対する研究費の支援を行うとともに、女性研究者に対する研究支援員の配置や子育てと研究の両立に関する相談事業等を実施するなど研究活動支援を行う。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

〔72〕地域貢献を全学的に推進していくセンターについて、策定された設置計画をもとに、設立準備を進める。

〔73〕教員のまちづくり活動等を把握、データベース化し、地域社会のニーズとのマッチングの推進に取り組む。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

〔74〕研究者プロフィールの作成の効率化やウェブサイトの情報の充実などにより、研究成果の積極的な情報発信を行う。遺伝子多様性のデータバンク及び繁殖に関する研究等に関して、東山動植物園との連携を推進する。

〔75〕各区生涯学習センター等と意見交換を行い、地域のニーズに合った連携講座の実施を推進する。

[再掲]名古屋市博物館との研究上の連携を引き続き強化し、研究成果・蓄積を地域・社会へ還元し地域と連携した研究を展開する。〔62〕

- 〔76〕市立高校との意見交換に基づき、高大連携事業に取り組む。
- 〔77〕イベントの参加等による研究成果の公表、特許申請による知的財産の保護等の産学官連携活動を実施する。

第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

- 〔78〕大学の国際化をより一層推進していくために、引き続き国際交流担当組織の充実を図るとともに、「国際交流センター」を設置し、留学希望者に対する支援や交換留学生との交流を実施する。
- 〔79〕大学間交流協定校等との交流機会の拡大を推進する。また、留学プログラムの充実化や継続的な派遣を目指すとともに、外国人研究者や留学生の受入を積極的に推進する。
- 〔80〕教員の国際活動を支援するため、海外派遣・招へい・共同研究を推進して行く。また、国連環境計画生物多様性条約事務局、国連食糧農業機関とのさらなる連携を推進し、継続的なインターンシップ派遣を目指して帰国後の報告会や学内への広報活動を充実させる。
- 〔81〕小学校等での授業に講師として留学生等の派遣を実施するなど、地域の国際化に寄与する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 〔82〕年々増加するがん患者に対応するため、東棟（喜谷記念がん治療センター）の放射線治療の診療枠を拡大する。
- 〔83〕口腔ケア・摂食嚥下チームの活動する病棟を広げていく。
- 〔84〕MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の設置、NICU（新生児集中治療管理室）及びGCU（継続保育室）の増床を行うとともに、PICU（小児集中治療管理室）について、設置に向けて調査・検討を行う。
- 〔85〕引き続き先進・高度医療支援費対象患者審査制度を利用した症例を増やし、先進医療の申請を積極的に進めていく。
- 〔86〕設備機器の状態等を検証し平成26年度以降の設備更新計画を見直す。
- 〔87〕平成24年度に策定した機器更新計画に基づき、大型医療機器の更新を進めるとともに、新たに中型・小型の医療機器についても機器状況を調査し、更新計画の策定を行う。
- 〔88〕次期病院情報システム開発作業を継続し、平成26年1月に次期病院情報システムを稼働する。
- 〔89〕安全な医療システム構築のため、医療安全共同行動ワーキング活動を充実する。
- 〔90〕職員の流行性ウイルス感染症発生による院内感染防止のため、麻しん・風しん・水痘に加え、ムンプス抗体陰性の職員に対するワクチン接種を実施する。

- 〔91〕平成 24 年度診療統計のウェブサイトへの掲載を行うとともに、統計項目の充実を図る。
- 〔92〕「ウェルフェア健康大学」(「国際福祉健康産業展」に併催する講座)などの一般市民向けの講演会等を通じて、引き続き医療に関する情報提供を行う。
- 〔93〕西部医療センターと新生児の患者について機能分担、連携強化を推進する。
- 〔94〕在宅医療機関や介護事業者の実務担当者との交流会を開催する。
- 〔95〕引き続き、災害時患者受け入れ訓練を実施し、そこでの問題点等を検証し、再度「災害マニュアル」に反映し、充実させる。
- 〔96〕若手医師向けのセミナーを開催する等、専門医取得を目指す医師をサポートする。
- 〔97〕市立病院との後期研修医の連携研修プログラムの平成 26 年度からの円滑な運用を検討する。
- 〔98〕平成 24 年度に策定した、医療技術職員の専門資格の取得や専門知識を持つ職員の育成のための職員育成計画を実施する。
- 〔99〕一次救命処置研修を継続して実施するとともに、新たに災害時の訓練のためのプログラムを新設する等、シミュレーション教育を継続的に実施する。
- 〔100〕新たな基準での病院機能評価を受審し、認定を受ける。
- 〔101〕売店・食堂のサービスを見直し、患者さんの満足度向上と利用促進を図る。
- 〔102〕患者さんの利便の向上のため、入院支援センターと退院支援等の業務を統合し、入院から退院まで一元管理できる入退院支援センター（仮称）の設置に向けて課題を整理する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 〔103〕平成 24 年度に着手した大学事務局組織の改編を引き続き進め、事務組織を整備する。
- 〔104〕改編後の事務局組織が十分に機能するように、教育研究支援体制をはじめとする職員体制を整備する。
- 〔105〕中期的な人事・定員計画を策定し、実施する。
- 〔106〕引き続き、特任教員、契約職員など多様な雇用制度を整備・活用し、有用な人材を確保する。
- 〔107〕係長昇任選考及び副係長選考の合格者を対象にした職員研修を企画し、実施する。
- 〔108〕改正後の教員業績評価制度の定着を図るとともに、全学的に統一した方法による処遇等への反映を行う。
- 〔109〕固有職員に対する新たな評価制度を実施する。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

〔110〕業務の効率化・合理化に係る意識の向上を図るため、業務改善研修の定着を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

〔111〕引き続き、財務指標を用いた大学間比較分析及び他大学における経営改善策の情報収集に努めるとともに、財務運営の指標の改善に向けた方策を検討する。

〔112〕引き続き、預け金やプール金などの不適正な会計処理の防止を目的にした啓発に努めるとともに、検収の適切な実施等、経理事務を適切に行うため、職員研修を定例的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〔113〕引き続き授業料等について、本学の経営状況を含む総合的な検討のもとで額の妥当性を判断するとともに、施設費や実習関連経費について受益者負担の観点に立った自己負担化の検討を進める。また、施設一時貸付料の見直しを検討する。

〔114〕平成26年予定の診療報酬の改定に向けて、ワーキンググループを設置し、対応策を検討する。

〔115〕卒業生等を構成員とする「名古屋市立大学交流会」を通じて、大学の情報提供等の事業を行い、会員との連携を推進する。

〔116〕生涯学習講座開催時においてパンフレット等を配布するなど広く市民等に対し寄附を働きかける。

〔117〕既に外部委託化されている清掃や警備等の定型的な業務以外についても、費用対効果の観点から常に業務の見直しの検討を進めていく。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〔118〕保有資産の現状を把握し、引き続き、部局間の施設共同利用を促進するほか、施設の貸出しを行っていく。

自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

〔119〕年度計画に係る業務実績について、取組みの成果と課題及び中期計画の進捗状況を明示し、俯瞰的な視点による自己点検・評価を行う。

- 〔120〕平成 28 年度の認証評価受審に向けて、自己点検・評価委員会及び自己点検・評価小委員会において、受審に向けた課題の整理を行うとともに、認証評価の情報収集を行い、各部局に積極的に情報提供を行う。
- 〔121〕業務実績の自己点検・評価及び名古屋市公立大学法人評価委員会による評価結果を踏まえて課題を整理し、喫緊の課題に対する改善策を定めて、公表・実施する。また、改善策の取組み状況を継続的に役員会等で確認し公表する。

第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 〔122〕広報担当組織の改編を実施し、広報体制の整備強化を図る。
- 〔123〕効果的に本学の情報を発信できるよう、教職員に対し研修等を実施し、広報スキルや意識の向上を図る。
- 〔124〕ウェブサイト全体の情報更新頻度やユーザーのアクセス状況を定期的に確認し、ウェブサイトの改善充実に取り組む。
- 〔125〕機関リポジトリシステム⁶を本稼働させ、引き続き紀要論文の電子化作業を進め、公開を行う。
(6：教員の学術研究成果物(学術雑誌論文、紀要論文等)を、収集・蓄積し、インターネットを介して学内外に無料公開するシステム)

その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 〔126〕再生整備マスタープラン作成に向け、市のアセットマネジメント推進室と協議し、滝子キャンパスのうちいずれか 1 棟について、長期保全計画の策定を行う。
- 〔127〕田辺通キャンパスにおける薬学部校舎等の改築工事において、既存の本館、厚生会館及び総合情報センター田辺通分館の取壊し工事を終了させ、駐車場整備工事を完了させる。
- 〔128〕滝子キャンパス 1 棟、北千種キャンパス 2 棟の耐震改修工事を進め、滝子、北千種キャンパスの建物耐震対策を完了させる。
- 〔129〕北千種キャンパス図書館棟の空調熱源取替応急保全工事について、実施設計及び工事に着手し、工事を完了させる。

第 2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 〔130〕環境報告書の作成、公表をはじめ、環境憲章に定められた基本方針の実現に向けて、アクションプランを推進する。
- 〔131〕冷暖房の適切な管理による節電の実施など CO₂ 発生量の抑制及びエネルギー消費削減に取り組む。

[再掲]教養教育において、「持続可能な共生社会」と「地球環境の保全と社会環境の整備発展」についての理解を深めるために、体験型の学外実習科目を2科目新設する。

〔4〕

[再掲]生物多様性研究センターでは、DNA バーコード用試料の収集と分析を引き続き行うとともに、生物多様性科学を専門とする教員を1名採用し、環境に関する研究を推進する。〔65〕

〔132〕研究面における安全管理について、新たに担当する組織への移管を円滑に進める。

〔133〕非常配備計画、消防計画等の点検を行い、学内の防災体制の整備を行うとともに、防災訓練等を実施する。

〔134〕学生・教職員を対象とするハラスメント研修会を開催する。

〔135〕ハラスメント相談員に対する研修を実施するとともに、ハラスメント相談員連絡会議を開催する。

〔136〕実効性のあるハラスメント予防対策の検討を目的に、実態を把握するためアンケート調査を行う。

[再掲]女性研究者に対する研究支援員の配置や子育てと研究の両立に関する相談事業等を実施するなど研究活動支援を行う。〔71〕

〔137〕新規に女性教員を採用した研究科・学部に対するインセンティブ付与等、女性教員比率向上に向けた対策を実施し、女性教員比率を24%まで上昇させる。

〔138〕平成24年度に、事務職員を対象に初めて実施した係長昇任選考の定着を図るために意識調査を行い、女性の昇任意欲を把握する。

〔139〕女性教員の上位職階への昇任を積極的に進め、教授職に占める女性比率を13.5%まで上昇させる。

〔140〕研修会、広報誌などを通じ、男女共同参画推進に係る意識啓発を図る。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

〔141〕倫理研修会の開催、「倫理推進月間」の実施、コンプライアンスの重要性を身近に考える機会を提供する「コンプライアンス通信」の発行(年間10回以上)などによる教職員に対する意識啓発を行う。また、階層別職員研修における倫理研修プログラムを拡充する。

〔142〕研究不正の再発防止に向けて、平成24年度に引き続き、研究不正防止についての説明会等を実施する。

〔143〕複数年度にわたる中期的な監査計画を策定するとともに、これに基づく年次計画により、監査を実施する。監査結果に基づいて改善のための対策、措置等を実施する。

予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 2 5 年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,501
自己収入	25,943
授業料及び入学金検定料収入	2,515
附属病院収入	22,463
雑収入	965
施設整備費補助金	471
受託研究収入等	1,753
目的積立金取崩等	489
計	35,157
支出	
業務費	31,655
教育研究経費	2,032
診療経費	13,402
人件費	16,221
一般管理費	491
施設整備費	1,258
受託研究費等	1,753
計	35,157

2 収支計画

平成 2 5 年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,511
經常費用	34,447
業務費	31,973
教育研究経費	1,988
診療経費	12,605
受託研究費等	894
人件費	16,486
一般管理費	492
財務費用	7
減価償却費	1,975
臨時損失	64
収入の部	34,496
經常収益	34,429
運営費交付金収益	6,501
授業料等収益	2,508
附属病院収益	22,471
受託研究収益等	1,701
雑益	965
資産見返負債戻入	283
臨時利益	67
純利益	15
目的積立金取崩益	37
総利益	22

3 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,157
業務活動による支出	32,548
投資活動による支出	2,602
財務活動による支出	7
資金収入	34,705
業務活動による収入	34,233
運営費交付金による収入	6,501
授業料及び入学検定料による収入	2,515
附属病院収入	22,463
受託研究収入等	1,753
その他の収入	964
目的積立金取崩等収入	37
投資活動による収入	471
財務活動による収入	1

短期借入金の限度額

1 限度額

15 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・校舎等の耐震改修 ・薬学部校舎の整備 ・設備の更新 ・病院情報システムの更新 ・急性期病院としての機能強化	総額 1 , 2 5 8	施設整備費補助金 (4 7 1) 附属病院収入等 (7 8 7)

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。